

急速に進む都市化の中での公園整備

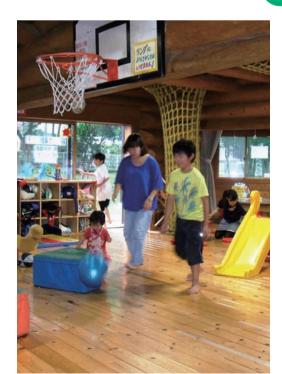
のびのびと遊べる公園は、子供の健やかな成長に欠かせないものおり、子供が安全に遊べる場所の確保が強く求められていました。 ですが、それを確保するのは容易なことではありませんでした。

横浜では、東京のベッドタウンとして急速な宅地開発と人口増加が ての区域で開発が可能でした。当時の法令では、住宅を開発すれば 当然に必要となる道路や下水道、公園等の公共施設や学校、保育所 等の公益的施設の整備についての規定は何もなく、自治体の責任に おいて整備するしかありませんでした。そのため、市の財政負担は莫 似の制度を生む、先駆的な役割を果たしました。 大なものになり、実際の整備も追いついていませんでした。

また、当時は路地・原っぱといった身近な遊び場が次々に失われ 「交通戦争」と呼ばれるほど交通事故増加が深刻化・社会問題化して

これに対し、国は昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法 を策定し、公園整備を本格化します。市では、これに先立つ昭和43 進みました。開発等に関する法令が未整備な昭和30年代は市内すべ (1968)年に、開発事業者に対して法律の基準以外に必要な公共・ 公益的施設を整備することを求める独自の「横浜市宅地開発要綱」 を定めました。この取組により多くの児童公園が誕生し、子供が安心 して遊べる場所を提供することができました。また、全国に多くの類

Column 05



富岡八幡公園こどもログハウス(金沢区)

成 長 ഗ を つ る 取

ഗ

横浜市宅地開発要綱と児童公園

宅地開発要綱は、市北部の大規模開発に おいて、小中学校や都市施設の一部を事業 者に負担させる覚書を締結したことを参考 に制定されたといわれており、「公園、学校 などの用地を開発事業者の責任で確保し、 提供する。」「公共施設が未整備の地域等の 市の方針に合わない開発は認めない。」「要 綱に従わない場合、市が協力しないことが ある」など、法律の基準を上回る厳しい内容 でした。同要綱で事業者が整備した公園、い わゆる「提供公園」は小規模なものが多い ものの、現在の市の公園数の約7割を占め ています。

また、公園の整備水準を担保するため、昭 和47(1972)年の「開発行為における公 園・緑地の設置基準」により形状や施設等 が定められました。この頃の児童公園の基 本レイアウトは弁当箱型と呼ばれ、公園敷 地を弁当箱に見立て、広場(ごはん)と遊戯・ 休憩コーナー(おかず)に分け、外周に植樹 帯を配し、広場を大きくとったものでした。

宅地開発要綱による指導内容は平成16 (2004)年の「横浜市開発事業の調整等に 関する条例」により条例化され、現在もその 仕組みは受け継がれています。

児童公園(街区公園)の整備

横浜の児童公園(現在は街区公園)の開 設は、大正10(1921)年開園の翁町公園 (中区)より始まります。この公園は大岡川沿 いの廃道敷に整備された小公園でしたが、 昭和20(1945)年の横浜大空襲で壊滅、復 興事業に伴い廃止されました。

昭和21(1946)年、戦災復興土地区画 整理事業が始まると児童公園の整備も進 みました。昭和40年代頃には公園整備事 業に力が入れられ、安全な遊び場の確保が 進みました。建設省(当時)は昭和47 (1972)年、都市公園等整備緊急措置法に 基づく都市公園等整備五箇年計画を策定 しました。市でもこれに基づく公園整備が 行われ、提供公園と合わせて児童公園の充 実が図られました。



大口北公園(現在の松見北公園 神奈川区)(昭和36(1961)年)













市内の児童公園の様子(昭和30~40年代)

公園の遊具

公園にはブランコやスベリ台といった遊 具がつきものです。昭和40年代当時の公園 の遊具は、コンクリートのプレイスカルプ チャー(造形遊具)など、設計者の創造性が 発揮されたダイナミックなデザインの遊具 が多く見られました。こうした個性的な遊具 は、「パンダ公園」や「ロケット公園」など、子 供が公園につけるニックネームにも使わ れ、親しまれてきました。

平成19(2007)年に続けて発生した遊具 事故をきっかけに、市は点検マニュアルを改 正するなど、遊具やベンチなど公園施設全 体の安全管理に一層力を入れました。その 取組は国の方針の参考ともなっています。



プレイスカルプチャーで遊ぶ子供(昭和42(1967)年)

公園の日常管理

整備された公園を安全で快適なものにす るためには施設の点検や補修などが重要で す。こうした維持管理を行う部署として公園 緑地事務所が設けられ、公園整備員とよば れる市の技能職員を中心に作業を行ってき ました。その後、平成16(2004)年の指定管 理者制度の導入、平成17(2005)年の身近 な小規模公園の区(土木事務所)への移管 があり、現在は公園緑地事務所と区の土木 事務所が公園の管理を行っています。

維持管理の水準や手法については、昭和 59(1984)年に策定された「管理基本計 画」に定められました。この計画は施設や財 産の管理だけでなく、公園の活用や地域連 携の視点を取り入れた当時としては画期的 なものでした。



13 公園とみどり 横浜の150年 The 150 years History of YOKOHAMA Greenery and Parks